

トランクルーム使用細則

この規則は、朝日プラザシティサザンコーストA棟管理規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、朝日プラザシティサザンコーストA棟内のトランクルームの管理又は使用に関し、必要な事項を定めることとする。

（トランクルーム総区画）

第1条 トランクルームは総計30区画とする。

（使用者の資格）

第2条 トランクルームを使用する者（以下「使用者」という。）は、区分所有者及び占有者並びにその同居人とする。

（使用期間）

第3条 トランクルーム使用契約の期間は、契約締結日より向う1カ年間とする。ただし、契約期間満了日の1ヶ月前までにトランクルーム使用者より解約の申し出がなく、かつ当該使用者が使用資格を有する限りさらに1年間この契約を更新するものとし、その後も同様とする。

（トランクルーム使用の申込み並びに使用契約の締結）

第4条 トランクルーム使用の申込みは、所定の申込用紙を管理組合（受付窓口は管理事務室）に提出してしなければならない。

2 管理組合は、トランクルームに空きが生じた場合は、前項による受付順に従ってトランクルームの使用を許可する。ただし、使用者は第2条の資格を有している者でなければならない。

3 前項によりトランクルームの使用を許可された者は、管理組合と別に定めるトランクルーム使用契約を締結する。

4 トランクルーム使用者がトランクルーム使用料又は他の使用料及び管理費等を3ヶ月滞納した場合、管理組合はトランクルーム使用契約を解約できる。

（鍵の貸与）

第5条 管理組合は、前条によりトランクルーム使用契約を締結した者に対し、保証金500円と引換えにトランクルームの鍵1個を貸与する。

2 前項の出入口鍵を紛失した場合は、管理組合に届け出なければならない。この場合、使用者より実費を徴収して鍵を再発行することができる。

（保証金の取扱い）

第6条 保証金は管理組合にて留保し、利息は管理費に繰り入れる。

2 保証金は前条のトランクルームの鍵が正常な状態で返還されたことを条件に無利息で払い戻す。

(使用料)

第7条 トランクルーム使用料は別表第1のとおりとし、使用者は使用料を管理費と合わせて管理組合の指定する方法で支払うものとする。

2 トランクルーム使用料は管理費に充当するものとする。

3 使用者がトランクルーム使用料を所定の期日までに支払わなかった場合は、管理組合は年利14%の遅延損害金を加算して使用者に請求することができる。

4 1ヶ月に満たない使用料については、日割り計算は行わず、1ヶ月分を支払うものとする。

5 占有者の使用するトランクルームの保証金と使用料は、使用する権利を貸与した当該の区分所有者が支払うものとする。

(使用料の変更)

第8条 前条の規定にかかわらず、トランクルーム使用料の額の変更について総会の決議があったときは、使用者はこれに従わなければならない。

(転貸禁止)

第9条 使用者は、理由の如何を問わずトランクルームを第三者に使用させ、又は使用する権利を他の第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、トランクルームの使用にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

① トランクルームを倉庫以外の用途に使用しないこと。

② 原状を変更する行為をしないこと。

③ トランクルーム内に危険物、不潔又は悪臭を放つ物等、他に迷惑をおよぼすおそれのある物を搬入しないこと。

④ トランクルーム内で燃料の取扱い、火気の使用、喫煙等火災事故の発生のおそれのある行為をしないこと。

⑤ 上記の他、他人に迷惑をおよぼすおそれのある行為をしないこと。

⑥ 退出時は必ず施錠及び照明器具を消灯すること。

(保管責任)

第11条 管理組合及び管理受託者は、天災地変、盗難、その他の事由の如何を問わず使用者がトランクルーム内で保管する物品その他につき被った損害の責を負わないものとする。

(諸規定の遵守)

第12条 使用者は本規則の各条項及び別に定めるトランクルーム使用契約書の各条項を遵守しなければならない。

(トランクルーム使用权の承継)

第13条 使用者(占有者を含む)が転居するときは、直ちにトランクルームを管理組合

へ明け渡さなければならない。

（細則外事項）

第14条 この細則に定めのない事項については、規約又は使用細則その他細則、規則の定めるところによる。

（細則の改廃）

第15条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（細則原本）

第16条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の区分所有者が記名押印した規則を1通作成し、これを細則原本とする。

2 細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

本細則は、2007年 9月23日より効力を発する。

2015年 9月23日一部改訂する。

別表第1 トランクルーム使用料

区画	使 用 料	区画	使 用 料
1	3,000円	16	1,000円
2	600円	17	1,000円
3	1,600円	18	850円
4	850円	19	850円
5	3,000円	20	1,000円
6	3,000円	21	3,000円
7	850円	22	850円
8	850円	23	850円
9	850円	24	3,000円
10	850円	25	3,000円
11	850円	26	850円
12	3,000円	27	850円
13	3,000円	28	3,000円
14	3,000円	29	1,000円
15	3,000円	30	3,000円